

指 導 検 査 基 準（ 指 定 短 期 入 所 ）

○根拠法令

「支援法」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号）

「支援法施行規則」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年 2 月 28 日厚生労働省令第 19 号）

「市条例 73」＝八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和 3 年八王子市条例第 73 号）

「障発 1206001 通知」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号）

「平 18 厚労告 523」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 523 号）

「平 18 厚労告 548」＝厚生労働大臣が定める者（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 548 号）

「平 18 厚労告 543」＝厚生労働大臣が定める基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 543 号）

「障発 1031001 通知」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方（ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
第 1 基本方針	(1) 指定短期入所事業者は、利用者又は当該利用者である障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者又は利用者である障害児の保護者の立場に立った指定短期入所の提供に努めているか。	市条例 73 第 3 条第 2 項	B 又は C
	(2) 指定短期入所事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行い、必要があると認められる場合には、成年後見制度の利用支援に努めるとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。	市条例 73 第 3 条第 3 項、第 4 項	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(3) 指定短期入所事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めるとともに、その事業活動を通じて障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。）の受注機会の増大に協力するよう努めているか。</p> <p>(4) 指定短期入所の事業は、利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとなっているか。</p>	<p>市条例 73 第 3 条第 5 項、第 6 項</p> <p>市条例 73 第 108 条</p>	<p>B</p> <p>B 又は C</p>
<p>第 2 人員に関する 基準</p> <p>1 従業者の配置の 基準</p>	<p>(1) 支援法第 5 条第 8 項に規定する施設が併設事業所を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める基準を満たしているか。</p> <p>ア 指定障害者支援施設である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 当該入所施設等の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該入所施設等の利用者の数とみなした場合において、当該入所施設等として必要とされる数以上</p> <p>イ 指定自立訓練（生活訓練）事業所等である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 （ア）又は（イ）に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める数</p> <p>（ア）指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）等を提供する時間帯 指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>（イ）指定短期入所を提供する時間帯（（ア）に掲げるものを除く。） 次の（一）又は（二）に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ（一）又は（二）に定める数 （一）当該日の指定短期入所の利用者の数が 6 人以下の場合 1 人以上 （二）当該日の指定短期入所の利用者の数が 6 人を超える場合 1 に当該日の指定短期入所の利用者の数が 6 を超えて 6 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</p>	<p>支援法第 43 条 第 1 項</p> <p>市条例 73 第 109 条第 1 項</p> <p>市条例 73 第 109 条第 1 項第 1 号</p> <p>市条例 73 第 109 条第 1 項第 2 号</p>	<p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(2) 支援法第5条第8項に規定する施設が、空床利用型事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる数となっているか。</p> <p>ア 入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上</p> <p>イ 指定自立訓練（生活訓練）事業者等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 （ア）又は（イ）に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に掲げる数</p> <p>（ア）指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）等を提供する時間帯 当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>（イ）指定短期入所を提供する時間帯（（ア）に掲げるものを除く。） 次の（一）又は（二）に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ（一）又は（二）に掲げる数 （一）当該日の指定短期入所の利用者の数が6人以下の場合 1人以上 （二）当該日の指定短期入所の利用者の数が6人を超える場合 1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>(3) 単独型事業所に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる数となっているか。</p> <p>ア 指定生活介護事業所等において指定短期入所の事業を行う場合 （ア）又は（イ）に掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に掲げる数</p> <p>（ア）指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助、外部サービス利用型指定共同生活援助又は指定通所支援のサービスを提供する時間帯 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p>	<p>市条例 73 第 109 条第 2 項</p> <p>市条例 73 第 109 条第 2 項第 1 号</p> <p>市条例 73 第 109 条第 2 項第 2 号</p> <p>市条例 73 第 109 条第 3 項第 1 号</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
2 管理者	<p>(イ) 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、(ア)に掲げる時間帯以外の時間帯 次の(一)又は(二)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる数 (一) 当該日の指定短期入所の利用者の数が6人以下の場合 1人以上 (二) 当該日の指定短期入所の利用者の数が6人を超える場合 1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>イ 指定生活介護事業所等以外の単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合 前記(3)ア(イ)の(一)又は(二)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ当該規定に定める数</p> <p>指定短期入所事業者は、各指定短期入所事業所において、専ら当該指定短期入所事業所の管理に係る職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、指定短期入所事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所事業所の他の職務に従事し、又は当該指定短期入所事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。) また、他の職務との兼務は適切か。</p>	<p>市条例 73 第 109 条第 3 項第 2 号</p> <p>市条例 73 第 110 条 準用 (第 57 条)</p>	C
第 3 設備に関する 基準 設備及び備品等	<p>(1) 指定短期入所事業所は、併設事業所又は支援法第 5 条第 8 項に規定する施設の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いているか。</p> <p>(2) 併設事業所は、当該併設事業所及び併設本体施設の効率的な運営が見込まれる場合であって、かつ、当該併設本体施設及び当該併設事業所の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備 (居室を除く。) を指定短期入所の事業の用に供することとしているか。</p> <p>(3) 空床利用型事業所は、当該施設として必要とされる設備を有しているか。</p> <p>(4) 単独型事業所は、居室、食堂、浴室、洗面所、便所その他運営上必要な設備を、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとしているか。 ア 居室 1 の居室の定員は 4 人以下で地階に設けず、1 人当たりの床面積は 8 m²以上とするともに、寝台及びブザー又はこれに代わる設備を設けること。 イ 食堂 食事の提供に支障がない広さを有するとともに、必要な備品を備えること。 ウ 浴室 利用者の特性に応じたものであること。 エ 洗面所及び便所 居室のある階ごとに設け、利用者の特性に応じたものであること。</p>	<p>支援法第 43 条 第 2 項</p> <p>市条例 73 第 111 条第 1 項</p> <p>市条例 73 第 111 条第 2 項</p> <p>市条例 73 第 111 条第 3 項 市条例 73 第 111 条第 4 項、第 5 項</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価区分
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>2 提供拒否の禁止</p> <p>3 連絡調整に対する協力</p> <p>4 サービス提供困難時の対応</p>	<p>(1) 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等が指定短期入所の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をするとともに、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定短期入所の提供の開始について当該利用申込者の同意を文書により得ているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、利用者との間で当該指定短期入所の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>イ 当該事業の経営者が提供する指定短期入所の内容</p> <p>ウ 当該指定短期入所の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>エ 指定短期入所の提供開始年月日</p> <p>オ 指定短期入所に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面をその利用者に対し、交付しているか。</p> <p>指定短期入所事業者は、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、当該利用者の承諾を得ているか。</p> <p>指定短期入所事業者は、正当な理由なく、指定短期入所の提供を拒んではないか。特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>なお、正当な理由がある場合とは</p> <p>(1) 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合</p> <p>(2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合</p> <p>(3) 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所を提供することが困難な場合</p> <p>(4) 入院治療が必要な場合をいう。</p> <p>指定短期入所事業者は、指定短期入所の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しているか。</p> <p>指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定短期入所を提供することが困難であると認める場合は、適当な他の指定短期入所事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>支援法第43条第2項</p> <p>市条例73第119条準用（第9条第1項）</p> <p>市条例73第119条準用（第9条第2項） 社会福祉法第77条第1項 社会福祉法施行規則第16条第2項 障発1206001通知第六4(8) 準用（第三3(1)）</p> <p>市条例73第119条準用（第11条） 障発1206001通知第六4(8) 準用（第三3(3)）</p> <p>市条例73第119条準用（第12条） 障発1206001通知第六4(8)準用（第三3(4)）</p> <p>市条例73第119条準用（第13条）</p>	<p>B又はC</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
5 受給資格の確認	指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供の開始に際し、支給決定障害者等の提示する受給者証によって、支給決定の有無及び有効期間、支給量等を確認しているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 14 条)	C
6 介護給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定短期入所事業者は、介護給付費の支給の申請をしていないことにより支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定短期入所事業者は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給の申請について、必要な援助を行っているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 15 条第 1 項) 市条例 73 第 119 条 準用 (第 15 条第 2 項)	C C
7 心身の状況等の把握	指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 16 条)	C
8 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。 (2) 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 17 条第 1 項) 市条例 73 第 119 条 準用 (第 17 条第 2 項)	C C
9 サービスの提供の記録	(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、当該指定短期入所の提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、サービスの提供の都度記録しているか。 (2) 指定短期入所事業者は、(1)の規定による記録に際し、支給決定障害者等から指定短期入所の提供を受けたことについて確認をしているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 19 条第 1 項) 障発 1206001 通知 第六 4(8)準用(第三 3(9)) 市条例 73 第 119 条 準用 (第 19 条第 2 項)	B 又は C C
10 対象者等	(1) 指定短期入所事業者は、介護を行う者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所を提供しているか。 (2) 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。	市条例 73 第 112 条第 1 項 市条例 73 第 112 条第 2 項	C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
11 入退所の記録の記載等	<p>(1) 指定短期入所事業者は、利用者の入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、当該入所又は退所の年月日その他の必要な事項（受給者証記載事項）を、支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しているか。</p>	<p>市条例 73 第 113 条第 1 項</p> <p>市条例 73 第 113 条第 2 項</p>	<p>B 又は C</p> <p>C</p>
12 支給決定障害者等に求めることができる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定短期入所事業者が指定短期入所を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が利用者の便益を直接向上させるものであり、かつ、支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) (1)の規定により支給決定障害者等に金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)から(3)までに規定する支払については、この限りでない。)</p>	<p>市条例 73 第 119 条 準用 (第 20 条第 1 項)</p> <p>市条例 73 第 119 条 準用 (第 20 条第 2 項)</p>	<p>C</p> <p>C</p>
13 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行う指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定短期入所事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給決定障害者等から受けているか。 ア 食事の提供に要する費用 イ 光熱水費 ウ 日用品費 エ アからウに掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(4) 指定短期入所事業者は、(1)から(3)までに規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定短期入所事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。</p>	<p>市条例 73 第 114 条第 1 項</p> <p>市条例 73 第 114 条第 2 項</p> <p>市条例 73 第 114 条第 3 項</p> <p>市条例 73 第 114 条第 4 項</p> <p>市条例 73 第 114 条第 5 項</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
14 利用者負担額に係る管理	<p>指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定短期入所事業者が提供する指定短期入所及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定短期入所及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定短期入所及び他の指定障害福祉サービス等につき支援法第 29 条第 3 項（支援法第 31 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定短期入所事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	市条例73 第119条 準用（第22条）	C
15 介護給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定短期入所事業者は、法定代理受領により市町村から指定短期入所に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けた場合は、当該指定短期入所の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に交付しているか。</p>	市条例 73 第 119 条 準用（第 23 条第 1 項）	C
16 指定短期入所の取扱方針	<p>(1) 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じ適切に提供されているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、指定短期入所の提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定短期入所事業者は、提供する指定短期入所の質の評価を行い、常に改善を図っているか。</p>	市条例 73 第 115 条第 1 項	B又はC
17 サービスの提供	<p>(1) 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって行っているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきをしているか。</p> <p>(3) 指定短期入所事業者は、利用者に対し、当該支給決定障害者等の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはいないか。</p> <p>(4) 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等からの依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行っているか。</p> <p>(5) 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しているか。</p>	市条例 73 第 115 条第 2 項	C
		市条例 73 第 115 条第 3 項	C
		市条例 73 第 116 条第 1 項	C
		市条例 73 第 116 条第 2 項	C
		市条例 73 第 116 条第 3 項	C
		市条例 73 第 116 条第 4 項	C
		市条例 73 第 116 条第 5 項	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価区分
18 緊急時等の対応	指定短期入所事業所の従業者は、現に指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 28 条) 障発 1206001 通知 第六 4(8) 準用 (第三 3(17))	C
19 支給決定障害者等に関する市町村への通知	指定短期入所事業者は、指定短期入所を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 29 条)	B 又は C
20 運営規程	指定短期入所事業者は、各指定短期入所事業所において、次に掲げる事業 (空床利用型事業所にあつては(3)を除く。)の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 利用定員 (4) 指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額 (5) 指定短期入所の利用に当たっての留意事項 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 非常災害対策 (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 (9) 虐待の防止のための措置に関する事項 (10) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続 (11) その他事業の運営に関する重要事項	市条例 73 第 117 条	B 又は C
21 定員の遵守	指定短期入所事業者は、次の各号に掲げる事業所ごとに、それぞれの規定で定める数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供していないか。 ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 (1) 併設事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超える利用者の数 (2) 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員 (指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活住居及びユニットごとの入居定員をいう。)及び居室の定員を超える利用者の数 (3) 単独型事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超える利用者の数	市条例 73 第 118 条	C
22 秘密保持等	(1) 管理者及び指定短期入所事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 指定短期入所事業者は、管理者及び従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。 (3) 指定短期入所事業者は、他の指定短期入所事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 38 条第 1 項) 市条例 73 第 119 条 準用 (第 38 条第 2 項) 市条例 73 第 119 条 準用 (第 38 条第 3 項)	C B 又は C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
23 情報の提供等	(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、実施する事業の内容について情報の提供を行うよう努めているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 39 条第 1 項)	B 又は C
24 利益供与等の禁止	(2) 指定短期入所事業者は、当該指定短期入所事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 39 条第 2 項)	B 又は C
	(1) 指定短期入所事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定短期入所事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 40 条第 1 項)	C
	(2) 指定短期入所事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 40 条第 2 項)	C
25 苦情解決	(1) 指定短期入所事業者は、利用者又はその家族からの指定短期入所に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 41 条第 1 項)	B 又は C
	(2) 指定短期入所事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 41 条第 2 項)	C
	(3) 指定短期入所事業者は、提供した指定短期入所について、支援法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定短期入所事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力し、当該市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 41 条第 3 項)	C
	(4) 指定短期入所事業者は、提供した指定短期入所について、支援法第 11 条第 2 項の規定により知事が行う報告若しくは指定短期入所の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力し、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 41 条第 4 項)	C
	(5) 指定短期入所事業者は、提供した指定短期入所について、支援法第 48 条第 1 項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定短期入所事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力し、当該市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 41 条第 5 項)	C
	(6) 指定短期入所事業者は、知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3) から(5) までの改善の内容を知事、市町村又は市町村長に報告しているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 41 条第 6 項)	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
26 事故発生時の対応	(7) 指定短期入所事業者は、社会福祉法第 85 条の規定による運営適正化委員会が行う調査又はあつせんに可能な限り協力しているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 41 条第 7 項)	C
	(1) 指定短期入所事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 42 条第 1 項、第 2 項)	C
	(2) 指定短期入所事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 42 条第 3 項)	C
	(3) 指定短期入所事業者は、(2)の損害賠償に備えるため、保険加入その他の必要な措置を講ずるよう努めているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 42 条第 4 項)	B
27 虐待の防止	指定短期入所事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ア 当該指定短期入所事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 イ 当該指定短期入所事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ウ 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 43 条)	C
28 会計の区分	指定短期入所事業者は、各指定短期入所事業所において経理を区分するとともに、指定短期入所の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 44 条)	C
29 記録の整備	(1) 指定短期入所事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 45 条第 1 項)	B
	(2) 指定短期入所事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供に関する諸記録を整備し、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から 5 年間保存しているか。 ア 9 に規定する指定短期入所の提供に係る記録 イ 25 に規定する苦情の内容等に係る記録 ウ 19 に規定する市町村への通知に係る記録	市条例 73 第 119 条 準用 (第 45 条第 2 項) 障発 1206001 通知 第六 4(8) 準用 (第三 3(33))	B 又は C
30 相談及び援助	指定短期入所事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 67 条)	B 又は C
31 管理者の責務	(1) 指定短期入所事業所の管理者は、当該指定短期入所事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 73 条第 1 項)	B 又は C
	(2) 指定短期入所事業所の管理者は、当該指定短期入所事業所の従業者に市条例 73 第 5 章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 73 条第 2 項)	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
32 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定短期入所事業者は、利用者に対し、適切な指定短期入所を提供することができるよう、各指定短期入所事業所において、当該指定短期入所事業所の従業者の勤務体制を定めているか。 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス管理責任者である旨等を明確にしているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業所は、各指定短期入所事業所において、当該指定短期入所事業所の従業者によって指定短期入所を提供しているか。 従業者は、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にあるか。</p> <p>(3) 指定短期入所事業者は、従業者の資質向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しているか。 研修機関が実施する研修や当該指定短期入所事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>(4) 指定短期入所事業者は、適切な指定短期入所の提供を確保する視点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>市条例 73 第 119 条 準用(第 75 条第 1 項) 障発 1206001 通知第六 4(8) 準用 (第三 3(22)①)</p> <p>市条例 73 第 119 条 準用(第 75 条第 2 項) 障発 1206001 通知第六 4(8) 準用 (第三 3(22)②)</p> <p>市条例 73 第 119 条 準用(第 75 条第 3 項) 障発 1206001 通知 第六 4(8) 準用 (第三 3(22)③)</p> <p>市条例 73 第 119 条 準用(第 75 条第 4 項)</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B 又は C</p> <p>C</p>
33 業務改善計画の策定	<p>(1) 指定短期入所事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているよう努めているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めているか。</p> <p>(3) 指定短期入所事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めているか。</p>	<p>市条例 73 第 119 条 準用 (第 34 条第 1 項)</p> <p>市条例 73 第 119 条 準用 (第 34 条第 2 項)</p> <p>市条例 73 第 119 条 準用 (第 34 条第 3 項)</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
34 非常災害対策	<p>(1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築した建築物のうち、一定要件(※)を満たす建築物(要緊急安全確認大規模建築物)の所有者は、耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告しているか。</p> <p>※ 階数 2 及び延床面積 5,000 m²以上の社会福祉施設等 若しくは階数 2 及び延床面積 1,500 m²以上の保育所</p> <p>(2) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築した建築物のうち、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物(既存耐震不適格建築物)の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならない。</p>	<p>建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第 3 条、同法第 5 条第 3 項第 1 号建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第 2 条、同施行令第 3 条建築物の耐震改修の促進に関する法律第 16 条第 1 項、第 5 条第 3 項第 1 号建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第 3 条</p>	<p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価区分
35 身体的拘束等の禁止	<p>(3) 指定短期入所事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を策定し、並びに非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制、地域との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、それらを定期的に従業員、利用者及び利用者の家族等に周知しているか。</p> <p>(4) 指定短期入所事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていないか。 ※ 緊急やむを得ない場合とは、以下のいずれにも該当する場合をいう。 ア 利用者又は他の利用者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。 イ 他に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。 ウ 身体的拘束等が一時的なものであること。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、身体的拘束等を行う場合は、あらかじめ指定する複数の者をもって構成する組織体での判断を必要とし、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について検討した過程その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 指定短期入所事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。 イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ウ 従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</p>	<p>市条例 73 第 119 条 準用(第 77 条第 1 項)</p> <p>市条例 73 第 119 条 準用(第 77 条第 2 項)</p> <p>市条例 73 第 119 条 準用(第 37 条第 1 項、第 2 項)</p> <p>市条例 73 第 119 条 準用(第 37 条第 3 項)</p> <p>市条例 73 第 119 条 準用(第 37 条第 4 項)</p>	<p>B 又は C</p> <p>B 又は C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
36 地域との連携等	<p>指定短期入所事業者は、指定短期入所の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めているか。</p>	<p>市条例 73 第 119 条 準用(第 80 条)</p>	<p>B 又は C</p>
37 健康管理	<p>指定短期入所事業者は、常に利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための適切な措置を講じているか。</p>	<p>市条例 73 第 119 条 準用(第 94 条)</p>	<p>C</p>
38 衛生管理等	<p>(1) 指定短期入所事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、当該指定短期入所事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めているか。</p>	<p>市条例 73 第 119 条 準用(第 97 条第 1 項)</p> <p>市条例 73 第 119 条 準用(第 97 条第 2 項)</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
<p>39 協力医療機関</p> <p>40 掲示</p>	<p>ア 当該指定短期入所事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 当該指定短期入所事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 当該指定短期入所事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p>指定短期入所事業者は、利用者の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。</p> <p>指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>ただし、掲示が著しく困難な場合は、利用者が自由に見ることができる場所に重要事項を記載した書面を設置することにより、掲示に代えることができる。</p>	<p>市条例 73 第 119 条 準用(第 98 条)</p> <p>市条例 73 第 119 条 準用(第 99 条)</p>	<p>C</p> <p>B 又は C</p>
<p>第 5 届出等</p> <p>1 変更の届出</p>	<p>指定短期入所事業者は、支援法施行規則第 34 条の 23 第 1 項第 4 号に掲げる事項（支援法施行規則第 34 条の 11 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第 5 号から第 9 号まで及び第 13 号、第 14 号及び第 16 号に掲げる事項）に変更があったときは、10 日以内に、その旨を市長に届け出ているか。</p> <p>※ 指定短期入所事業者が変更の届出を要する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業所の名称及び所在地 (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 (3) 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 (4) 事業所の種別 (5) 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要 (6) 当該申請に係る事業を併設事業所において行うときは利用者の推定数、空床利用型事業所において行うときは当該施設の入所定員 (7) 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 (8) 運営規程 (9) 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容 (10) 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項 (11) 役員の氏名、生年月日及び住所 	<p>支援法第 46 条 第 1 項 支援法施行規則第 34 条の 23 第 1 項第 4 号 支援法施行規則 第 34 条の 11 第 1 項</p>	<p>B 又は C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
2 業務管理体制の整備	<p>(1) 指定短期入所事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法又は支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所及び施設の数が1以上20未満の指定事業者等 (ア) 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所及び施設の数が20以上100未満の指定事業者等 (ア) 法令遵守責任者を選任しているか。 (イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所及び施設の数100以上の指定事業者等 (ア) 法令遵守責任者の選任をしているか。 (イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 (ウ) 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者（指定に係る事業所又は施設が八王子市域のみに所在する指定事業者等）は、八王子市長に対し、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。 また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 指定事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日</p> <p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所及び施設の数20以上の指定事業者等に限り。）</p> <p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所及び施設の数100以上の指定事業者等に限り。）</p> <p>また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	<p>支援法第42条第3項</p> <p>支援法第51条の2第1項 支援法施行規則第34条の27</p> <p>支援法第51条の2第2項 支援法施行規則第34条の28</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項 目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価区分
<p>第6 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取り扱い</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 短期入所サービス費</p>	<p>(1) 指定短期入所に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第7により算定する単位数に平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(2) (1)の規定により、指定短期入所に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>(1) 福祉型短期入所サービス費(Ⅰ) 区分1以上に該当する利用者(障害児を除く。以下同じ)に対して、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ) 区分1以上に該当する利用者が、指定生活介護等、指定自立訓練(機能訓練)等、指定自立訓練(生活訓練)等、指定就労移行支援等、指定就労継続支援A型等又は指定就労継続支援B型等を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>(3) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ) 平成18年厚生労働省告示第572号「障害児に係る厚生労働大臣が定める区分」に規定する区分1(以下「障害児支援区分1」という。)以上に該当する障害児に対して、指定短期入所を行った場合に、同告示に定める障害児の障害の支援の区分(以下「障害児の障害の支援の区分」という。)に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>(4) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ) 障害児支援区分1以上に該当する利用者が、指定通所支援等を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>(5) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ) 平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の五の三に定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p>	<p>支援法第29条第3項</p> <p>平18厚労告523の一 平18厚労告539</p> <p>平18厚労告523の二</p> <p>平18厚労告523 別表第7の1の注1</p> <p>平18厚労告523 別表第7の1の注2</p> <p>平18厚労告523 別表第7の1の注3</p> <p>平18厚労告523 別表第7の1の注4</p> <p>平18厚労告523 別表第7の1の注4の2 平18厚労告556の五の三</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(6) 福祉型強化短期入所サービス費 (Ⅱ) 平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の五の三に定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、指定生活介護等、指定自立訓練(機能訓練)等、指定自立訓練(生活訓練)等、指定就労移行支援等、指定就労継続支援A型等又は指定就労継続支援B型等を利用した日において、指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>(7) 福祉型強化短期入所サービス費 (Ⅲ) 平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の五の四に定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>(8) 福祉型強化短期入所サービス費 (Ⅳ) 平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の五の四に定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、指定通所支援等を利用した日において、指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>(9) 医療型短期入所サービス費 (Ⅰ) 平18厚労告523の別表第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児(重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児をいう。以下同じ。)又は平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の五の五に定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(10) 医療型短期入所サービス費 (Ⅱ) 平18厚労告523の別表第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の五の五に定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(11) 医療型短期入所サービス費 (Ⅲ) 区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、平成18年厚生労働省告示第236号「厚生労働大臣が定める基準」に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 また、(9)又は(10)の算定対象となる利用者については、算定していないか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第7の1の注4の3 平18厚労告556の五の三</p> <p>平18厚労告523 別表第7の1の注4の4 平18厚労告556の五の四</p> <p>平18厚労告523 別表第7の1の注4の5 平18厚労告556の五の四</p> <p>平18厚労告523 別表第7の1の注5 平18厚労告556の五の五 平18厚労告551の七のイ</p> <p>平18厚労告523 別表第7の1の注6 平18厚労告556の五の五 平18厚労告551の七のロ</p> <p>平18厚労告523 別表第7の1の注7 平18厚労告551の七のロ</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(12) 医療型特定短期入所サービス費 (Ⅰ) 平 18厚労告 523の別表第 5の 1の注 1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の五の五に定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(13) 医療型特定短期入所サービス費 (Ⅱ) 平 18厚労告 523の別表第 5の 1の注 1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の五の五に定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(14) 医療型特定短期入所サービス費 (Ⅲ) 区分 1 又は障害児支援区分 1 以上に該当し、かつ、平成18年厚生労働省告示第236号「厚生労働大臣が定める基準」に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる利用者又は区分 1 若しくは障害児支援区分 1 以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 また、(12)又は(13)の算定対象となる利用者については、算定していないか。</p> <p>(15) 医療型特定短期入所サービス費 (Ⅳ) 生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、平18厚労告523の第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の五の五に定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(16) 医療型特定短期入所サービス費 (Ⅴ) 生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、平18厚労告 523の第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の五の五に定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 1 の注 8 平 18 厚労告 556 の五の五 平 18 厚労告 551 の七のイ</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 1 の注 9 平 18 厚労告 556 の五の五 平 18 厚労告 551 の七のハ</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 1 の注 10 平 18 厚労告 551 の七のハ</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 1 の注 11 平 18 厚労告 556 の五の五 平 18 厚労告 551 の七のイ</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 1 の注 12 平 18 厚労告 556 の五の五 平 18 厚労告 551 の七のロ</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
3 短期利用加算	<p>(17) 医療型特定短期入所サービス費 (VI) 生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、平成18年厚生労働省告示第236号「厚生労働大臣が定める基準」に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 また、(15)又は(16)の算定対象となる利用者については、算定していないか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第7の1の注13 平18厚労告551の七のロ</p>	
	<p>(18) 利用定員が20人以上あるとして都道府県知事に届け出た単独型事業所において、指定短期入所を行った場合に、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。 また、(14)を算定している場合に、算定していないか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第7の1の注15の2</p>	
	<p>(19) 第4の35(2)及び(3)に規定する基準を満たしていない場合に、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。(身体拘束廃止未実施減算)</p>	<p>平18厚労告523 別表第7の1の注15の3</p>	
	<p>(20) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、指定短期入所を行った場合に、当該指定短期入所の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に100単位を加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第7の1の注15の5 平18厚労告551の七の二</p>	
	<p>(21) 指定短期入所サービス費の算定に当たって、利用者の数又は従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の三の表の上欄に定める基準に該当する場合に、同表の下欄に定める割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第7の1の注16</p>	
	<p>(22) 利用者が短期入所以外の障害福祉サービス又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間(2の(2)、(4)、(15)、(16)及び(17)のいずれかを算定する場合を除く。)は、短期入所サービス費を算定していないか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第7の1の注17</p>	
4 常勤看護職員等配置加算	<p>指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、指定短期入所等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1年につき30日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第7の2の注</p>	B又はC
5 医療的ケア対応支援加算	<p>看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算しているか。 また、2の(21)に該当する場合に、算定していないか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第7の2の2の注</p>	B又はC
5 医療的ケア対応支援加算	<p>福祉型強化短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第7の2の3の注</p>	B又はC

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
6 重度障害児・障害者対応支援加算	福祉型強化短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3に該当する利用者の数が当該指定短期入所事業所等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に、1日につき、所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第7の2の4の注	B又はC
7 重度障害者支援加算	指定短期入所事業所等において、平18厚労告523の第8の1の注1に規定する利用者の支援の度に相当する支援の割合にある者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。また、この場合において、2の(5)から(7)までの医療型短期入所サービス費又は2の(8)から(13)までの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合に、算定していないか。 さらに、重度障害者支援加算が算定されている指定短期入所事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者が、第8の1の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対し、指定短期入所等の提供を行った場合に、1日につき10単位を加算しているか。	平18厚労告523 別表第7の3の注	B又はC
8 単独型加算	単独型事業所において、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。また、この場合において、2の(5)から(7)までの医療型短期入所サービス費又は2の(8)から(13)までの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定していないか。 さらに、2の(2)、(4)、(6)又は(8)の算定対象となる利用者に対して、入所した日及び退所した日以外の日において、18時間を超えて利用者に対する支援を行った場合に、当該利用者について、更に所定単位数に100単位を加算しているか。	平18厚労告523 別表第7の4の注	B又はC
9 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算 (I) 医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、福祉型強化短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費若しくは医療型特定短期入所サービス費の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは平18厚労告523別表第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所等を行う場合の利用者(以下「福祉型強化短期入所サービス等利用者」という。)について、算定していないか。 (2) 医療連携体制加算 (II) 医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、福祉型強化短期入所サービス等利用者について、算定していないか。 (3) 医療連携体制加算 (III) 医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、福祉型強化短期入所サービス等利用者について、算定していないか。	平18厚労告523 別表第7の5の注1 平18厚労告523 別表第7の5の注2 平18厚労告523 別表第7の5の注3	B又はC

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(4) 医療連携体制加算 (IV) 医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、福祉型強化短期入所サービス等利用者又は(1)から(3)までのいずれかを算定している利用者については、算定していないか。</p> <p>(5) 医療連携体制加算 (V) 医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。また、福祉型強化短期入所サービス等利用者又は(3)を算定している利用者については、算定していないか。</p> <p>(6) 医療連携体制加算 (VI) 医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して8時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき3人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、福祉型強化短期入所サービス等利用者又は(3)若しくは(5)を算定している利用者については、算定していないか。</p> <p>(7) 医療連携体制加算 (VII) 医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、福祉型強化短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費若しくは医療型特定短期入所サービス費を算定している場合に、算定していないか。</p> <p>(8) 医療連携体制加算 (VIII) 喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、福祉型強化短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費若しくは医療型特定短期入所サービス費の算定対象となる利用者については、算定していないか。</p> <p>(9) 医療連携体制加算 (IX) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定していないか。</p>	<p>平 18 厚 労 告 523 別 表 第 7 の 5 の 注 4 平 18 厚 労 告 556 の 五 の 七</p> <p>平 18 厚 労 告 523 別 表 第 7 の 5 の 注 5 平 18 厚 労 告 556 の 五 の 七</p> <p>平 18 厚 労 告 523 別 表 第 7 の 5 の 注 6 平 18 厚 労 告 556 の 五 の 五</p> <p>平 18 厚 労 告 523 別 表 第 7 の 5 の 注 7</p> <p>平 18 厚 労 告 523 別 表 第 7 の 5 の 注 8</p> <p>平 18 厚 労 告 523 別 表 第 7 の 5 の 注 9</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
10 栄養士配置加算	<p>(1) 栄養士配置加算 (I)</p> <p>次のア及びイに掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>また、この場合において、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合に、算定していないか。</p> <p>ア 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>イ 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。</p> <p>(2) 栄養士配置加算 (II)</p> <p>次のア及びイに掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>また、(1)又は2の(5)から(7)までの医療型短期入所サービス費若しくは医療型特定短期入所サービス費を算定している場合に、算定していないか。</p> <p>ア 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>イ 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。</p>	<p>平 18 厚 労 告 523 別表第7の6の注1</p> <p>平 18 厚 労 告 523 別表第7の6の注2</p>	B又はC
11 利用者負担上限額管理加算	<p>指定短期入所事業者等が、第4の14に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚 労 告 523 別表第7の7の注</p>	B又はC
12 食事提供体制加算	<p>低所得者等に対して、指定短期入所事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は区市町村長に届け出た当該指定短期入所事業所等において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚 労 告 523 別表第7の8の注</p>	B又はC
13 緊急短期入所受入加算	<p>(1) 緊急短期入所受入加算 (I)</p> <p>福祉型短期入所サービス費等を算定している場合であって、指定短期入所事業所等が、別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所等を緊急に行った場合に、当該指定短期入所等を緊急に行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として、1日につき、所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 緊急短期入所受入加算 (II)</p> <p>医療型短期入所サービス費若しくは医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等が、別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を緊急に行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として、1日につき、所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚 労 告 523 別表第7の9の注1 平 18 厚 労 告 556 の六</p> <p>平 18 厚 労 告 523 別表第7の9の注2 平 18 厚 労 告 556 の六</p>	B又はC

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
14 定員超過特例加算	指定短期入所事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、2の(20)に規定する利用者の基準を超えて、指定短期入所等を緊急に行った場合に、10日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚 労 告 523 別表第7の10の注 平 18 厚 労 告 556 の六	B 又は C
15 特別重度支援加算	<p>(1) 特別重度支援加算 (I) 医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 特別重度支援加算 (II) 医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 また、(1)を算定している場合に算定していないか。</p> <p>(3) 特別重度支援加算 (III) 医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 また、(1)又は(2)を算定している場合に算定していないか。</p>	<p>平 18 厚 労 告 523 別表第7の11の注1 平 18 厚 労 告 556 の七</p> <p>平 18 厚 労 告 523 別表第7の11の注2 平 18 厚 労 告 556 の七の二</p> <p>平 18 厚 労 告 523 別表第7の11の注3 平 18 厚 労 告 556 の八</p>	B 又は C
16 送迎加算	別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、利用者に対して、その居宅等と指定短期入所事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。 また、指定短期入所事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で、利用者の送迎を実施している場合に、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。	平 18 厚 労 告 523 別表第7の12の注 平 18 厚 労 告 268 の二	B 又は C
17 日中活動支援加算	次の(ア)から(ウ)までの基準をいずれも満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中活動実施計画が作成されている利用者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合に、算定していないか。	平 18 厚 労 告 523 別表第7の13の注	B 又は C
18 福祉・介護職員処遇改善加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は区市町村長に届け出た指定短期入所事業所等が、利用者に対し、指定短期入所等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合に、次に掲げるその他の加算を算定していないか。 (1) 福祉・介護職員処遇改善加算 (I) 2から17までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数	平 18 厚 労 告 523 別表第7の13の注	B 又は C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 2から16までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 2から16までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(ア) 福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(イ) 当該指定短期入所事業所等において、(ア)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(ウ) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(エ) 当該短期入所事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(オ) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(カ) 当該指定短期入所事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>(キ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</p> <p>(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(三) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>(四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(五) 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p>	<p>平18厚労告543の二十 準用(二)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
19 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<p>(ク) (イ)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 アの(ア)から(カ)まで、(キ)の(一)から(四)まで及び(ク)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 (ア) アの(ア)から(カ)まで及び(ク)に掲げる基準に適合すること。 (イ) 次に掲げる要件のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること。 a 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること。 a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は区市町村長に届け出た指定短期入所事業所等が、利用者に対し、指定短期入所等を行った場合に、2から17までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか ア 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (ア) 経験・技能のある障害福祉人材等のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額440万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。 (イ) 指定短期入所事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。</p>	<p>平18厚労告523 別表第7の14の注</p> <p>平18厚労告543の二十一 準用（三）</p>	B又はC

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
20 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	<p>(ウ) 障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の平均賃金額が障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。</p> <p>(エ) 障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額440万円を上回らないこと。</p> <p>イ 当該指定短期入所事業所等において、アの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>エ 当該指定短期入所事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>オ 短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。</p> <p>カ イの届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。</p> <p>キ カの処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は区市町村長に届け出た指定短期入所事業所等が、利用者に対し、指定短期入所等を行った場合は、2から18までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p>	<p>平 18 厚 労 告 523 別 表 第 7 の 16 の 注</p> <p>平 18 厚 労 告 543 の 二 十 一 の 二 準 用 (三 の 二)</p>	<p>B 又 は C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>ア 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当の額の引上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>イ 指定短期入所事業所等において、アの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>エ 当該指定短期入所事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>オ 短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p>		